

平成17年8月3日

## 公正取引委員会規則原案に対する意見

社団法人 関西経済連合会  
企業経営委員会

今般の改正によって、独占禁止法の執行力は大幅に強化された。それに伴って適正手続を確保し、当事者主義の構造を推進することの重要性はますます高まっている。また課徴金減免制度は、企業のコンプライアンス体制を前提とし、これを推進するための制度であるから、コンプライアンス体制を促進するために有効な制度設計が求められる。

従って今次法改正に伴う諸規則の新設、改廃に際しては、

手続の透明性、予測可能性を増大し、当局による恣意的な運用の虞を除去し、当事者主義に基く適正手続を徹底する制度設計とすること  
企業のコンプライアンス徹底への努力を促進するための諸方策を講ずること

を主眼とし、規則に規定できるものは規則化し、規則化になじまないものはガイドライン等で明定し、公表すべきである。

以上のような観点から、当委員会では、公正取引委員会規則原案について下記のとおり、意見を提出する。本意見の趣旨を十分に踏まえ、適切な対応がなされることを期待する。

以上

## 記

### 1. 公正取引委員会の審査に関する規則について

第11条	審尋調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状において、供述人が増減変更の申立てをしたにもかかわらず、審査官によっては、その供述を調書に記載しないことが散見される。審査官に対して、本規則の徹底を促されたい。</li> </ul>
第13条	供述調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反被疑事件における事情聴取時に供述人が調書を作成してもらいたい旨を審査官に要請しても作成されないという事例が見られるため、「必要があると認めるときは」は削除すべきである。</li> </ul>
第18条	提出命令の対象物件についての閲覧及び謄写	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象物件の閲覧・謄写が認められないことにより、事件関係人の防御権が著しく損なわれる恐れがあることから、審査に著しい支障が生じない限り、防御権確保のため、閲覧・謄写は認められるべきである。したがって、「事件関係人又は参考人が事業を行う上で」との要件を削除すべきである。</li> <li>・閲覧・謄写の日時、場所、方法の指定は、事件関係人等の権利行使を制限する可能性があることから、指定は事件関係人等の意見を踏まえた上、書面で行うべきこと、また指定に対する異議申立てが可能であることを明記すべきである。</li> </ul>
第20条	被擬事実等の告知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書を交付する「関係者」の範囲を明示すべきである。また、事件関係人との関係を明確化すべきである。</li> <li>・被擬事実の要旨の告知にあたっては、対象商品・役務、対象市場、被疑行為等を明確にし、不当に検査範囲が拡大されないようにすべきである。</li> <li>・3号の「関係法条」はできるだけ詳しく記載すべきである。特に、不公正取引の場合には、一般指定の何号に該当するかも明記すべきである。</li> <li>・様式(第3葉)とは異なるものと考えられるところ、様式を明示すべきである。</li> </ul>
第21条	検査調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査の正確性を期すため、検査の立会人がいる場合、その者の氏名や職業を記載するだけでなく、当該立会人に調書内容の確認・署名を求めるとすべきである。</li> </ul>
第24条	排除措置命令前の通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1項3号の意見申述、証拠提出の「期限」について、具体的に何日以内かを明確にすべきである(例 30日以内)。</li> <li>・1項2号の「委員会の認定した事実」の内容に関し、委員会は、その認定の根拠となる主な証拠(供述調書を含む)も開示すべきである。</li> <li>・2項の「正当な理由があると認めた場合」について、恣意性を排除する観点から、どのような場合が該当するのかを明記すべきである。またその際、名宛人による意見申述、証拠提出のためには相応の準備期間が必要であることに配慮すべきである。</li> </ul>
第25条	排除措置命令前の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排除措置命令の名宛人となるべき者から請求のある場合には、委員会は必ず説明を行うこととし、それを明記すべきである。</li> <li>・代理人であっても説明が受けられる旨、明記すべきである。</li> <li>・「委員会の認定した事実に関する証拠」のうち、文書である</li> </ul>

		ものについては、謄写を許可すべき旨明記すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>どのような場合が説明対象になるのかを明示した上で、実施方法を明らかにすべきである。</li> </ul>
第26条	意見申述等の方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見申述や証拠提出を行った場合、審判手続においてどのように扱われるかについて明記すべきである。</li> </ul>
第27条	代理人による意見申述等	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士および弁護士法人以外の代理人の承認基準を明示すべきである。</li> </ul>
第28条	排除措置命令書の送達	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来の勧告における事実内容の記載は、欧米の競争当局の認定あるいは訴訟判決文と比べても、非常に粗く定型的な記載に留まっており、今後の排除措置命令書においては、具体的内容、証拠等、さらに緻密な事実認定を記載すべきである。</li> </ul>
第32条	文書のファクシミリによる提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>電磁的方法による提出も可能とすべきである。</li> </ul>
第34条	排除措置命令の執行停止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのような場合に排除措置命令の執行停止が認められることになるのか、法54条で必要と認められるための要件を、明示すべきである。</li> </ul>
様式(第2葉)	審査官の権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則9条1項と平仄をあわせ、被疑事業者による誤解を防止するため、1号では「出頭命令書」および「報告命令書」、2号では「鑑定命令書」、3号では「提出命令書」がそれぞれ必要である旨、各号に明記すべきである。</li> </ul>
その他	警告	<ul style="list-style-type: none"> <li>警告は、独禁法違反のおそれがあるに過ぎないにもかかわらず公表される。このことによる企業の受ける不利益は著しく大きい一方、現在は、公取委に対して争う法的な手段がない。警告の全面公表について再考し、原則として規則24条、25条に基づく排除措置命令前の通知、説明と同様の手続きが行われるべきことを明示すべきである。また、異議申立の手続きを明示すべきである。</li> </ul>
	「弁護士秘匿特権」、「自己負罪拒否特権」の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>「弁護士秘匿特権」を担保するため、提出命令にあたり、「弁護士の見解書、弁護士との交信文書を提出する必要はない」旨、関係者に告知することを公取委の職員に義務付けるべきである。</li> <li>「自己負罪拒否特権」及び「弁護士秘匿特権」を担保するため、事情聴取にあたり、被聴取者に対して、「自分が刑事訴追を受ける可能性のある事実については述べる必要はない」、および、「弁護士への相談内容、それに対する弁護士の見解について述べる必要はない」旨告知することを、公取委の職員に義務付けるべきである。</li> <li>上記2項目に反して得られた証拠、ないし録取された証言については、審査の証拠として用いることができない旨、明記すべきである。</li> </ul>

## 2. 公正取引委員会の審判に関する規則について

第12条	審判官の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>慎重な審査を担保するため、被審人が申立を行えば、必ず審判官複数制を採用することとすべきである。</li> <li>被審人による審判官の忌避手続を設けるべきである。</li> </ul>
第14条	審判事務職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事件の審査に関与した審判事務職員は、審判事務職員に指名できないこととすべきである。</li> </ul>

第15条	代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4項および7項の提出先は「審判長」とすべきである。</li> <li>・弁護士および弁護士法人以外の代理人の承認基準を明示すべきである。</li> </ul>
第18条	適正かつ迅速な審理の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2項の「審判手続の計画的な進行」は審判官の責務であり、被審人や代理人まで責務を負うかの表現は不適當である。なお、現状の審判手続においては、被審人の釈明に対し、審査官側の対応が不十分、不適切であることが、迅速な審理の妨げとなっているケースが散見される。</li> <li>・被審人に要求される「協力」の具体的内容・義務を明示すべきである。</li> <li>・審判の迅速化の過程で、被審人の利益への配慮がなされるべきであることを明記すべきである。</li> </ul>
第22条	被審人又はその代理人の不出頭の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出先は「審判長」とすべきである。</li> </ul>
第28条	審査官の主張変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査官の主張変更の限界を明確化するため、また、2項の表現との整合性の観点からも、3項の「配慮しなければならない」を「にしなければならない」に変更すべきである。</li> <li>・審査官の主張変更について、被審人の異議申立手続を明示すべきである。</li> </ul>
第34条	審判官に対する異議の申立て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実効性確保の観点から、現行どおり、「委員会」に対して異議を申し立てることとすべきである。</li> </ul>
第36条	準備書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出先は「審判長」とすべきである。</li> </ul>
第46条	文書等提出命令の申立て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立てが却下された場合には、委員会に対して異議申立手続きがとれるよう、明記すべきである。</li> </ul>
その他	犯則調査とのファイアウォール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政調査手続と犯則調査手続とのファイアウォールを制度的に保障するため、審判手続の過程において提出命令により提出された証拠、及び審尋の調書が犯則調査に使われる場合について、被審人(ないし被疑者)の異議申立手続を設けるべきである。</li> </ul>

### 3．公正取引委員会の犯則事件の調査に関する規則について

第2条	犯則事件調査委員の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務総局審査局特別調査部の職員は犯則事件調査のみを担当し、行政調査には関与しないということが前提であれば、そのことも明示すべきである。</li> <li>・審査局特別調査部では、審査局長の段階ではファイアウォールが外れてしまう。審査局と並列で「犯則調査局」を設け、事務総長に直接報告することにより、ファイアウォールの機能を担保することができる。</li> </ul>
第4条	犯則事件の調査開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査官等がファイアウォールに反する行為を行った場合の罰則について明記すべきである。</li> <li>・犯則調査で得た証拠を、直接行政調査に流用してはならない旨明記するとともに、流用があった際の被疑者の異議申立手続きを設けるべきである。</li> <li>・4項で、審査官は行政調査に際して接した事実を、「直接」犯則事件調査職員に報告してはならないとされている一方、</li> </ul>

		審査官は当該事実が犯則事件の端緒となると思料される場合、事務総局審査局長への報告が義務付けられている。また、2項では事務総局審査局長は委員会に「事実の概要」を出来る限り明らかにして報告する義務が課されており、3項では委員会の指示により犯則事件調査職員が犯則事件調査にあたるとされている。これでは、情報の遮断性が担保されているとは言えないため、真のファイアーウォールの確保について、さらに明確な定めが必要である。
第5条	調査終了後の報告事項	・犯則事件とならなかった場合、犯則調査で収集した情報や証拠物が、行政調査部門に提供されることなく、返却される旨を明記すべきである。

#### 4．課徴金の減免に係わる報告及び資料の提出に関する規則について

第1条	調査開始日前の違反行為の概要についての報告	・匿名での事前相談についても、条文に明記すべきである。
第2条	提出の順位及び提出期限の通知	・事業者の予測可能性の観点から、様式第二号の提出期限につき、明確に記載すべきである。
第3条	調査開始日前の報告及び資料の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出期限に様式第二号及び資料の提出ができない場合に、どのように扱われるのかを明記すべきである。また、提出期限に全部の提出資料がそろわない場合、後日の追加提出を許容すべきである。</li> <li>・「調査開始日」とは「当該違反行為に係る事件について立入検査又は臨検・捜索等が最初に行われた日」とされているが、調査開始日前の報告か否かを判断する、あるいは、第5条における15日の起算日を把握するため、立入検査又は臨検・捜索の事実を公取委として公表してもらいたい。自社に立入検査がなくても、他社に立入検査があった場合、それ以降の報告は調査開始日前の報告にはならないのであれば、企業として、適切なリーニエンシーの申告の機会が失われるおそれがある。</li> </ul>
第4条	調査開始日以後の報告及び資料の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上述のとおり、立入検査の事実を公表すべきと考えるが、公表しない場合でも、少なくとも、公取委は立入検査を行った事実をすべての事件関係人に対して通知すべきである。そうでなければ、立入検査を受けた事業者に比べ、受けなかった事業者が、特に調査開始日以後の報告に関して、その後の対応に不利益を被ることになる。</li> <li>・本法第7条の2第9項1号が要求している「既に公取委によって把握されている事実を除く」の判断がどのようになされるのかについて、明示すべきである。</li> </ul>
第7条	報告書及び資料提出の順位等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書の内容に不備があった場合、提出の順位が変動する可能性があることを明記すべきである。</li> <li>・報告書の内容に重大な誤りがあった場合の扱いについて、記載すべきである。</li> </ul>

様式（第1号～第3号）	課徴金の減免に係る報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「可能な範囲で」とある記載事項については、未記入であっても順位に変動がないことを明記すべきである。</li> <li>・様式第一号提出時に併せて資料を提出することもあり得るため、様式第一号にも提出資料の記載欄を設けるべきである。</li> <li>・各様式の「記載上の注意事項」において、各様式で共通する項目については表現を統一すべきである。</li> <li>・報告書は「代表者」名で提出することになっているが、迅速性、機動性を重視し、「支配人」名等でも認めるべきである。</li> <li>・第三者への守秘義務については、親子会社間においては、子会社の法務コンプライアンスの徹底も、親会社の法務部門が行っているケースが多いことから、親会社への報告は、第三者への守秘義務違反にならないことを明記すべきである。その他、弁護士に対する情報開示も認められるべきである。</li> </ul>
その他	第一順位報告者に対する刑事罰の免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹島公正取引委員会委員長は、国会答弁において、「少なくとも第一順位報告事業者については、刑事告発をしない」旨、言及している。また、大林刑事局長も、同答弁において、「独占禁止法違反事件については、検察官が訴追裁量権の行使にあたり、専属告発権限を有する公正取引委員会の判断を十分考慮することとなり、公正取引委員会からの告発なしに刑事訴追をすることはできない」旨の言及もあった。こうしたことから、法務省・検察庁との連携の下に、「違反行為の第一順位報告事業者の刑事告発はしない」旨、文書により正式に公表すべきである。平成2年6月20日付の「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」や、平成3年1月29日付の「告発問題協議会の設置等について」に関する公表と同様の取扱いをされるべきと考える。</li> </ul>

以 上